

山形県公立大学法人評価委員会運営要領

(総則)

第1条 山形県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、山形県公立大学法人評価委員会条例（平成20年10月県条例第48号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議)

第2条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

2 委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。

(資料提出その他の協力)

第3条 委員長は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(議事録等)

第4条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題
- (4) 審議経過
- (5) 議決事項
- (6) その他必要な事項

2 議事録は、当該会議の議長の確認を得て作成する。

3 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、原則として公表する。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める資料については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

(会議の公開)

第5条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

(傍聴人に対する指示)

第6条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認める場合は、傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成20年12月11日から施行する。